## 省エネルギー設備等導入促進リース事業支援事業補助金交付要綱、実施要領 及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和4年9月末現在

## 1. 基金の概要

基金(事業)の名称	省エネルギー設備導入促進リース事業(低炭素リース信用保険)	
法人名	一般社団法人 低炭素投資促進機構	
基金額(国庫補助金相当額)	8,000百万円(8,000百万円)	
基金事業の目的	エネルギー環境適合製品の需要の開拓を図ることを目的としている。	
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を 行っている場合は、その概要)	「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(以下「低炭素法」という。)に基づき、中堅・中小企業を中心にリース取引による高効率工作機械等の「エネルギー環境適合製品」の導入を行いやすくするための保険制度を措置。具体的には、低炭素法に基づき、保険業法にかかわらず、需要開拓支援法人が、エネルギー環境適合製品に係るリースについて、リース先企業の倒産等により回収不可能となった残リース料の一部を保険金として支払う内容の保険契約をリース会社と締結することを可能とする措置を講じている。	
基金事業を終了する時期	本基金事業は、低炭素法に基づき実施されており、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)により例外とされているもののうち、「法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業」に該当するため、終了期限の設定は行っていない。	
次回の見直し時期	_	
基金事業の目標	(基金事業自体が、中小企業等におけるエネルギー環境適合製品の導入促進を目的としつつ、経済危機等により保険事故が急増した場合の保険金支払に備えて危機時準備金を保有しておくためのものとなっており、目標値の設定は困難。)	

## 2. 見直し結果

2. 兄担し結果	_	=#_\L' 7 \		
項目		講ずる措置		
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成2 0年12月24日行政改革推進本部決定 における措置内容等(※2))		「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」等に基づく経済産業省による指導監督に加え、平成30年度の「秋の年次公開検証」における指摘を踏まえ、基金規模の妥当性や基金事業での実施の妥当性等について点検した。その結果、危機事故率について見直しを行い、基金の不用額の国庫返納を実施した。		
		_		
基金の保有割合		1.02		
	<b>基金の保有割合の</b> 算出	(算出根拠) ■計算式 (保有割合(1,02) =①6,846百万円÷(②5,425百万円+③259百万円−④142百万円+⑤755百万円+⑥383百万円) ■各項の内容 ①令和3年度未基金残高 ②最大必要保険金額 ③管理費見込額 ④運用収入見込額 ⑤後年度負担事務に要する費用 ⑥事業費(支払保険金)見込額 「第14年表したのでは、100,643万円・(100,645)」 ※1当算式 ②最大必要保険金額(5,425百万円) =(A)190,014百万円×(B)505×(C)6,37%ー(D)0.66%) ③管理費見込額(259百万円・(G)31百万円+(H)25百万円+(D)19百万円+(J)12百万円+(K)6百万円・(公)20百万円+(K)20百万円・(C)120百万円+(K)20百万円・(C)120百万円+(K)20百万円・(C)20百万円+(K)20百万円・(C)20百万円		
使用見込みの低い基金等の取扱いの検 討結果				
その他		当該基金は、中小企業等におけるエネルギー環境適合製品の導入促進を目的とし、経済危機等により保険事故が急増した場合の保険金支払のため、危機時準備金を保有する性質であり、保険事故がいつ、どの程度発生するかは、経済環境等により大幅に増減するため定量的に予測することは困難。		

## 3. 運用方法

科目		当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金		資金の安全性と流動性が確保されるため。	1,811
短期·長期信託			
有価証券			
	国債		
	政保債、地方債	資金の安全性と資金管理の透明性が確保され、かつ、高い運 用益を得られるため。	5,000
	その他社債等		

4. 執行状況 (単位:百万円)

1711 1770		令和3年度	令和4年度見込み	
収入	国費	運用収入	20	20
	国費以外	出資等	-	-
		運用収入	-	-
		保険料収入(※3)	105	116
		その他	-	-
	前年度繰り越し		6,909	6,845
	合計(a)		6,930	6,865
(事業費等)	支払保険金額(※4)		41	54
	管理費		44	129
	合計(b)		85	184
基金残高(a-b)		6,845	6,681	
出資残高		-	-	
貸付残高		-	-	
債務保証残高				

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律 第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)

※3「収入」のうち「保険料収入」については、同収入を将来の保険金支払いのための準備金として積み立てておくというリース保険事業の特性に鑑み、決算書上では「収入保険料」の科目で「一般正味財産増減の部」に計上している。そのため、同表中では参考として記載しており「基金残高」に影響していない。

※4 令和4年度見込みの「支払保険金額」については、令和4年度に基金からの保険金支払が発生する見込みであるため、支払保険金見込額(83百万円)から保険金支払いのための準備金(当該年度の充当可能見込額:29百万円)を控除した「基金からの保険金支払見込額(54百万円)」を記載し、基金残高にも反映させている。